



市 章

# 大津市公報

平 成 28 年 9 月 30 日  
号 外 ( 第 62 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 89 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 90 大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則..... 4

### 訓 令

- 8 大津市事務決裁規程の一部改正.....18

### 消 防 局 訓 令

- 5 大津市消防吏員の服装に関する規程.....18
- 6 大津市消防署の組織に関する規程の一部改正.....20
- 7 大津市消防吏員の被服等の貸与に関する規程の一部改正.....21

## 規 則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 9 月30日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第89号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第39条第5項を次のように改める。

- 5 管理人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第39条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

様式第1号及び様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

「  

住宅管理人氏名	
調査員の意見	

を

「  

調査員の意見
--------

に

改める。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に、

「  

住宅管理人氏名	
調査員の意見	

を

「  

調査員の意見
--------

に

改める。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に、

「

異動の理由	を
住宅管理人氏名	

」

「

異動の理由	に
-------	---

」

改める。

様式第12号中

「

住宅管理人氏名	を
調査員の意見	

」

「

調査員の意見	に
--------	---

」

改める。

様式第12号の2中「あて先」を「宛先」に、

「

住宅管理人氏名	を
調査員の意見	

」

「

調査員の意見	に
--------	---

」

改める。

様式第29号中「あて先」を「宛先」に、

「

住宅管理人氏名	を
備 考	

」

「

備考	
----	--

」

改める。

様式第30号及び様式第32号中「あて先」を「宛先」に、

「

住宅管理人氏名	
調査日	年 月 日

」

「

調査日	年 月 日
-----	-------

」

改める。

様式第39号中「あて先」を「宛先」に、

「

住宅 管 理 人 意 見	住宅の保存状況	住宅管理人氏名
	模様替え、増築に対する処置	
	その他	
調査員意見		氏 名

」

「

調査員意見	
	氏 名

」

改める。

様式第43号中「あて先」を「宛先」に、

「

管理人の確認	住宅管理人氏名
処理	

」

「

処理
----

」

に

改める。

様式第46号中「あて先」を「宛先」に、

「

住宅管理人の確認	団地住宅管理人氏名	
処理		受付印

」

を

「

処理		受付印
----	--	-----

」

に

改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

.....

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第90号**

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防吏員の服制に関する規則（昭和38年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（被服等の色、地質、製式等）

**第2条** 消防吏員の被服等のうち別表に掲げるものの色、地質、製式等は、同表のとおりとする。

（その他）

**第3条** この規則に定めるもののほか、消防吏員の服制に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

冬帽	色又は地質		濃紺の混紡繊維
	製式	男性	円形とし、黒革製前ひさし及び黒革製顎ひもを付ける。顎ひもの両端は、帽子の両側において金色金属製消防章各 1 個で留める。 形状は、図のとおりとする。
		女性	円形つば型とし、帽の回りに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。 形状は、図のとおりとする。
	記章		銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱擁する。台地は地質と同じ。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周章		男性については、帽子の腰回りにはなな子織を巻き、消防司令以上の階級の場合には蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には蛇腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏帽	色又は地質		淡紺の混紡繊維
	製式	男性	円形とし、地質と類似色の革製前ひさし及び顎ひもを付ける。顎ひもの両端は、帽子の両側において金色金属製消防章各 1 個で留める。 形状は、冬帽と同様とする。
		女性	冬帽と同様とする。
	記章		冬帽と同様とする。ただし、台地は地質と同じものとする。
周章		男性については、帽子の腰回りに地質と同色のなな子織を巻くものとする。	
略帽	色又は地質		紺の合成繊維の織物
	製式		アポロキャップ型とする。 前面、前ひさし及び後面に刺しゅう縫いを入れる。 形状は、図のとおりとする。
保安帽	色又は地質		白の強化合成樹脂又は堅ろうな材質
	製式		ヘルメット型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置を付ける。 顎ひもは合成繊維とする。 帽の両側面中央に「大津消防」の文字を、左側面は左横書き、右側面は右横書きで、かつ、1 行で標示する。 形状は、図のとおりとする。
	記章		銀色の反射フィルムに消防章を黒色で配する。台地は地質と同じものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周章		帽の腰まわりに 1 条ないし 3 条の白又は赤の反射線を付ける。 寸法は、図のとおりとする。
防火帽	帽体		色又は地質
	製式		かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置を付ける。 前後部にひさしを付け、顎ひもは、合成繊維とする。 帽の両側面中央に「大津市消防局」の文字を、左側面は左横書き、右側面は右横書きで、かつ、1 行で標示する。 形状は、図のとおりとする。

		記章	金色消防章とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。		
		周章	保安帽と同様とする。		
	しころ	色又は地質	濃紺又は橙色の耐炎及び耐熱性能を有する織物		
		製式	取付け金具により防火帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き、閉じることができるものとする。 形状は、図のとおりとする。		
冬服	上衣	色又は地質	冬帽と同様とする。		
		製式	前面	男性	折り襟 胸部は二重とし、消防章を付けた金色金属製ボタン各 3 個を 2 行に付ける。 前面の左に 2 個、右に 1 個のポケットを付け、下部左右のポケットには蓋を付ける。 形状は、図のとおりとする。
				女性	打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
			階級章	黒色樹脂性又は黒色金属性の台地とし、上下両縁に金線刺しゅう状を施し、中央に平織金線及び銀色消防章を付ける。 階級章は、右胸部に付ける。ただし、消防局長の職にある者は、これを付けないことができる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			消防長章	銀色の台地とし、金色線 3 条及び黒色線 2 条を配し、中央にいぶし銀色の桜葉及び銀磨きの桜花で囲んだ、はめ込みの金色消防章を配する。 消防長章は、階級章の上部に付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			袖章	黒色しま織線 1 条及び蛇腹組金線 1 条を表半面にまとい、その下部に消防司令以上の階級の場合には、金色消防章を付ける。 消防士長の場合には、蛇腹組銀線をまとう。 消防士の場合には、しま織線 1 条をまとう。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			襟章	左襟に、市章を浮かした消防バッジ 1 個を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			下衣	色又は地質	上衣と同様とする。
		製式	男性	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各 1 個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。	
			女性	長ズボン又はスカートとする。 長ズボンは男性と同様とし、スカートの形状は、図のとおりとする。	
夏服	上衣	色又は地質	淡青の布		
		製式	前面	男性	シャツカラーの長袖又は半袖とする。 淡青又はその類似色のボタンを 1 行に付ける。 形状は、図のとおりとする。
				女性	打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
			階級章	冬服上衣と同様とする。	
			襟章	冬服上衣と同様とする。	

		肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を淡青又はその類似色のボタン 1 個で留める。	
		色又は地質	夏帽と同様とする。	
	下衣	製式	冬服下衣と同様とする。	
	活動服	上衣	色又は地質	略帽と同様とし、襟、肩及び後面上部にオレンジ色を配する。
製式			前面	折り襟、長袖とする。 前たては、マジックテープ 3 箇所留めファスナー式とする。 胸部左ポケット上部に、オレンジ色で「大津市消防局」の文字を直接刺しゅうする。 形状は、図のとおりとする。
			後面	オレンジ色を配した部分の上半に、紺色で「大津市消防局」、下段に「SHIGA」と直接刺しゅうする。 形状は、図のとおりとする。
階級章			冬服上衣と同様とする。	
肩章		外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を紺又はその類似色のボタン 1 個で留める。		
ズボン		色又は地質	略帽と同様とする。	
防火衣	上衣	色又は地質	濃紺の耐炎及び耐熱性能を有する織物	
		製式	立ち襟、長袖とし、蓋付ポケットを左右に付け、左胸部及び後面上部には「大津市消防局」を標示し、前面、後面及び袖付近に反射材を付ける。 形状は、図のとおりとする。	
	ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。	
		製式	長ズボンとし、蓋付ポケットを左右に付け、裾付近に反射材を付ける。 形状は、図のとおりとする。	
冬救急服	上衣	色又は地質	明るい青みの灰色で、表面はポリエステルを、裏面はポリエステルと綿との混紡糸を使用したピッケ	
		製式	前面	台襟付きシャツカラーの長袖とし、ウエストラインにタックを入れる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各 1 個の蓋付きポケット及び左肩下に 1 個のポケットを付ける。 襟に、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替襟を付ける。 胸部左のポケット上部に、「大津消防救急隊」又は「救急救命士」と濃い灰色系で刺しゅうした刺しゅうネームを直接縫い付ける。 形状は、図のとおりとする。
			肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、白の反射テープの肩章カバーを差し込むとともに、襟側を地質と類似色のボタン 1 個で留める。
	階級章	冬服上衣と同様とし、胸部右のポケット上部に付ける。		
	ズボン	色又は地質	暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用したサキソニー	
	製式	長めのタックを入れた長ズボンとし、両もも及び左右後方に各 1 個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。		

夏 救 急 服	上衣	色又は地質	明るい黄みの灰色で、ポリエステルを使用したニッケポーラ	
		製式	長袖又は半袖とし、胸部左のポケット上部に、「大津消防救急隊」又は「救急救命士」と水色系で刺しゅうした刺しゅうネームを直接縫い付ける。その他は、冬救急服上衣と同様とする。 形状は、図のとおりとする。	
	ズボン	色又は地質	暗い灰色で、ポリエステルを使用したニッケトロピカル	
		製式	冬救急服ズボンと同様とする。	
救 助 服	上衣	色又は地質	オレンジ色で難燃性のものとする。	
		製式	前面	長袖とし、胸部左右に各 1 個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとし、図中二重斜線の部分は当て地とする。
			後面	上段に紺色で「大津市消防局」、下段に「SHIGA」と直接刺しゅうする。 形状は図のとおりとし、図中二重斜線の部分は当て地とする。
	階級章	冬服上衣と同様とする。		
ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。		
	製式	長ズボンとし、両ももの側面に各 1 個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとし、図中二重斜線の部分は当て地とする。		
防寒衣	色	濃紺		
	製式	折り襟ジャンパー型とする。 左右側腹部に各 1 個のロットボタンによる蓋付ポケットを付ける。 前立部はファスナー式とし、その全面を覆うように、ロットボタン 8 個を 1 行に付ける。 襟は二重襟とし、襟裏にはフードを収納する。 袖口はゴム入りとし、マジックテープで留める。 後面に反射シルバー色で「大津市消防局」の文字を入れる。 形状は、図のとおりとする。		
雨 衣	上衣	色	オレンジ	
		製式	スタンドカラーの長袖とする。 襟部に取り外し可能な同布のフードを付ける。 前面の開閉は、ファスナー及びロットボタンとする。 左胸部及び背面の中段に「大津市消防局」と白色の反射材で標示する。 形状は、図のとおりとする。	
	ズボン	色	上衣と同様とする。	
		製式	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。	
ワイシャツ	色又は地質	白の織物		
ネクタイ	色又は地質	濃紺の織物		
手袋	色	白		
バンド	冬服用	黒革とし、前金具の中央には金色の消防章を付ける。		
	夏服用	青藍色の合成繊維とし、前金具の中央に消防章を付ける。		
	活動服用	紺の合成繊維とし、留め金はダブルピン型とする。		

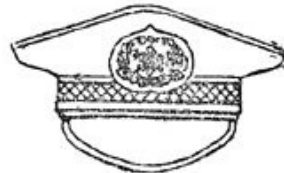
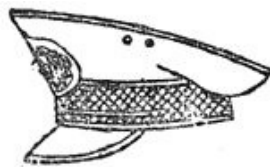


	冬救急服及び夏救急服用	白色の合成皮革とし、前面に地質と同系色の反射テープを付け、その一端に金具を付ける。 前金具の中央に消防章を付ける。
	救助服用	オレンジ色の合成繊維とし、留め金はダブルピン型とする。
靴	製式	黒の短靴又は編上靴とする。ただし、防火用は編上ゴム長靴（踏抜き防止板を挿入する。）とする。
消防手帳	製式	表紙は、黒色の革製又はこれに類するものとする。 中央上部に消防章を、その下に「大津市消防局」とそれぞれ金色で標示し、背部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ45センチメートルの黒色のひもを付け、表紙内側には名刺入れを付ける。 用紙は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも差替え式とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

図（数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。）

冬帽

男性

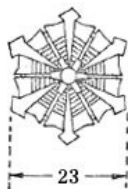


女性

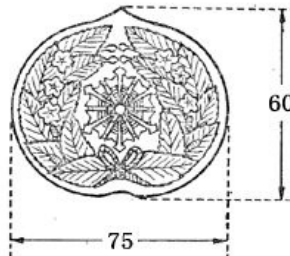


記章

消防章

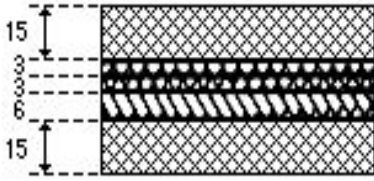


顎ひも留め消防章

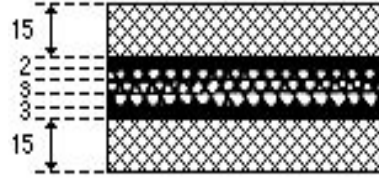


周章

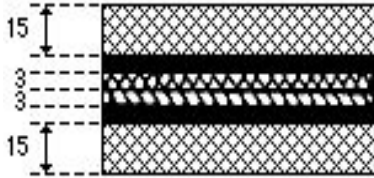
消防正監  
消防監



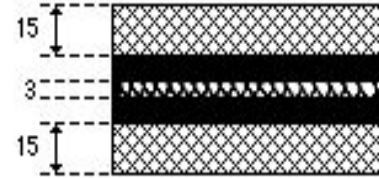
消防司令長



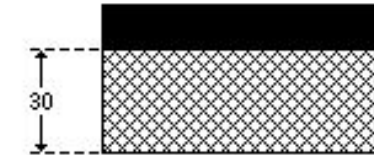
消防司令



消防司令補



消防士長  
消防副士長  
消防士



略帽



保安帽



記章



周章

階 級	周 章
消防正監	
消防監	
消防司令長	
消防司令	
消防司令補	
消防士長	
消防副士長	
消防士	

防火帽

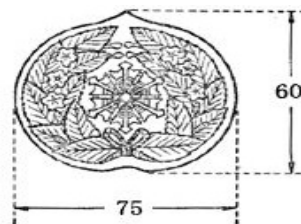
正面



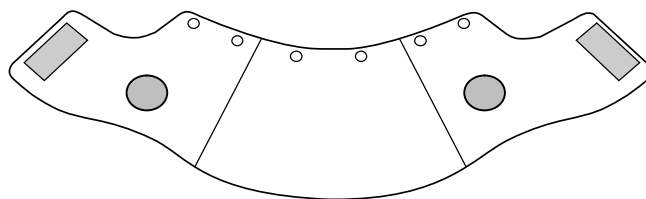
側面



記章



しころ



冬服  
上衣  
前面

男性



女性



ボタン



後面



下衣

ズボン

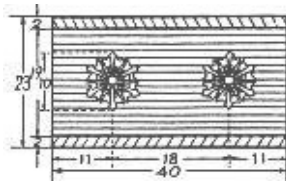


スカート

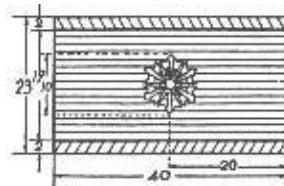


階級章

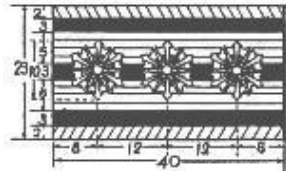
消防正監



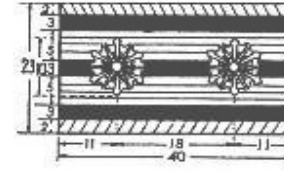
消防監



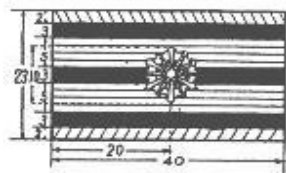
消防司令長



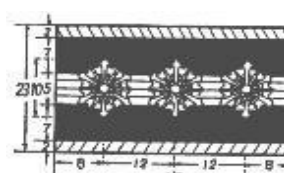
消防司令



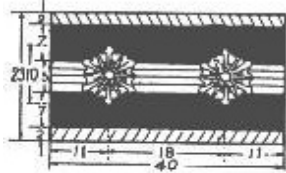
消防司令補



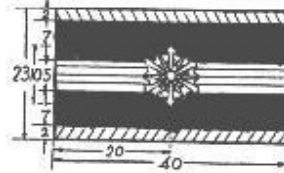
消防士長



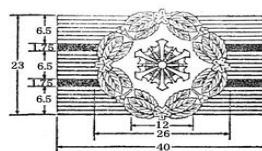
消防副士長



消防士

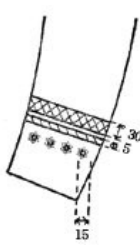


消防長章

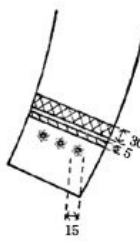


袖章

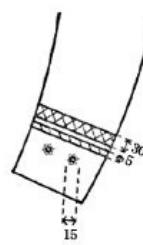
消防正監



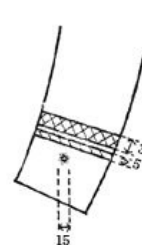
消防監



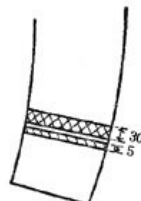
消防司令長



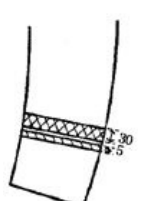
消防司令



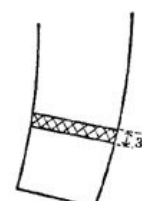
消防司令補



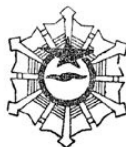
消防士長



消防副士長  
消防士



襟章



1 寸法

直 径 23ミリメートル

市章径 7ミリメートル

厚 み 2ミリメートル

2 色

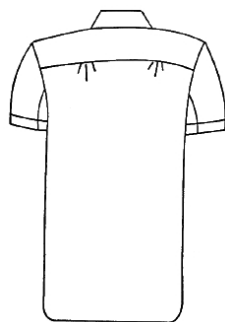
消 防 記 章 銀 色

市 章 金 色

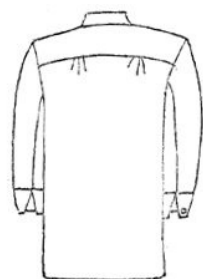
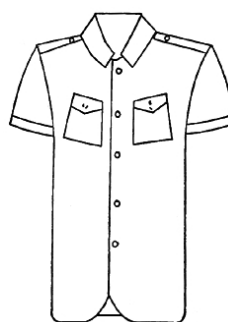
夏服

上衣

後面



前面



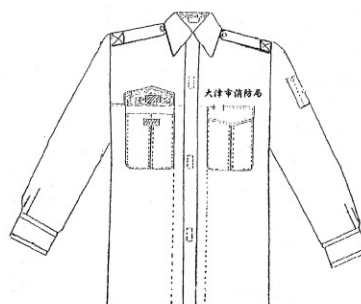
活動服

上衣

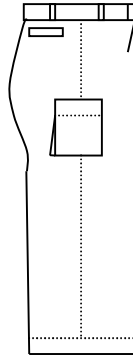
後面



前面

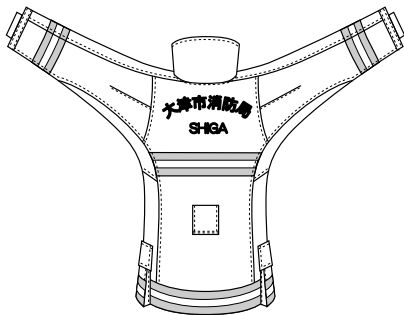


ズボン

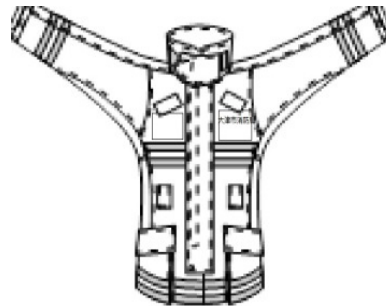


防火衣  
上衣

後面

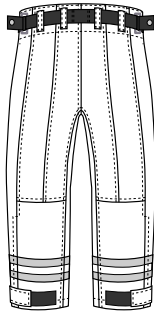


前面

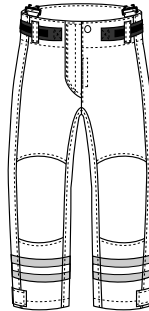


ズボン

後面

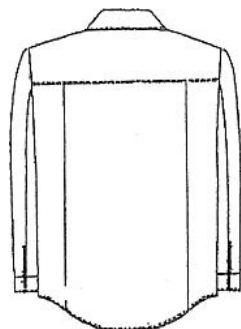


前面



冬救急服  
上衣

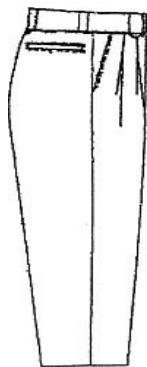
後面



前面

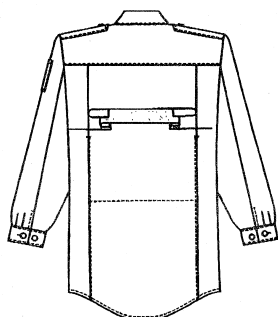


ズボン



夏救急服  
上衣

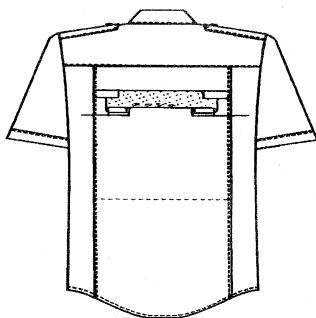
後面



前面



後面



前面

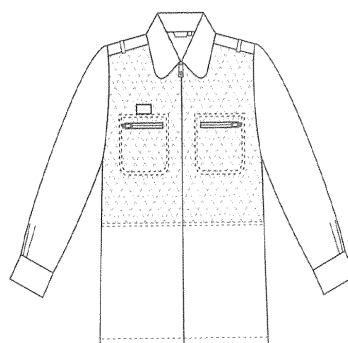


救助服  
上衣

後面

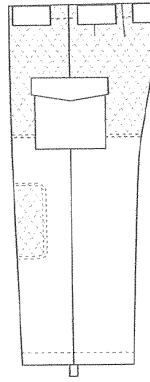


前面





ズボン

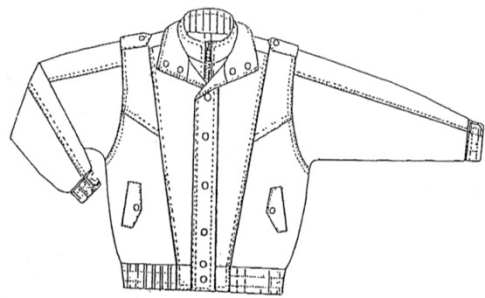


防寒衣

後面

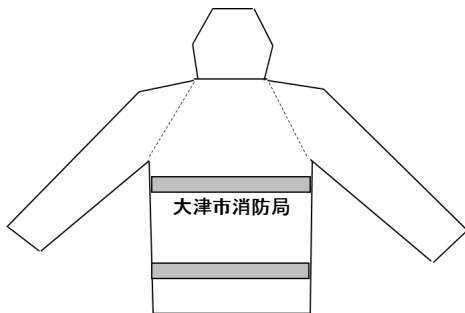


前面

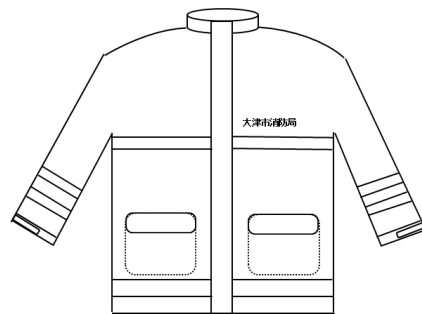


雨衣  
上衣

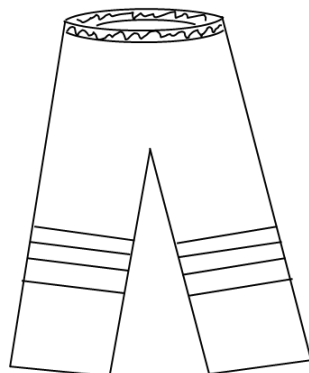
後面



前面



ズボン





平成28年9月30日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

大津市消防吏員の服装に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市消防吏員の服制に関する規則(昭和38年規則第2号)第3条の規定に基づき、大津市消防吏員(以下「消防吏員」という。)の服装について必要な事項を定めるものとする。

(服装の区分)

第2条 消防吏員の服装の区分は、別表に定めるとおりとする。

(服装の着用基準)

第3条 消防吏員の服装の着用基準は、次のとおりとする。ただし、消防局長の承認を得たときは、この限りでない。

制服は、点検(礼式及び通常点検をいう。)の場合、儀式、祭典等に参列する場合及び公務を執行する場合(次号から第6号までに規定する場合を除く。)に着用すること。

活動服は、訓練、機械器具等の整備及び火災その他災害現場における活動等に従事する場合に着用すること。

救急服は、救急訓練及び救急活動等に従事する場合に着用すること。

救助服は、救助訓練及び救助活動等に従事する場合に着用すること。

防火服は、消防訓練及び消火活動等に従事する場合で必要があるときに着用すること。

音楽隊服は、音楽隊として演奏活動に従事する場合に着用すること。

(服装の着用心得)

第4条 消防吏員は、服装を常に清潔かつ端正にし、その品位の保持に努めなければならない。

2 消防吏員は、私用のために別表に掲げる服装を着用してはならない。

(制服の着用期間等)

第5条 消防吏員は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める制服を着用しなければならない。

ただし、消防局長は、気候その他の事由により必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

6月1日から9月30日まで 夏帽及び夏服

10月1日から翌年5月31日まで 冬帽及び冬服

2 前項の規定は、救急服の着用について準用する。

(防寒衣及び雨衣の取扱い)

第6条 防寒衣は、雨雪又は寒さを防ぐため適宜着用することができる。

2 雨衣は、降雨、降雪時又は必要に応じて着用することができる。

(手袋)

第7条 消防吏員は、礼式、儀式若しくは祭典に参列し、又は辞令の交付を受けるときは、手袋を着用しなければならない。ただし、消防局長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(靴)

第8条 消防吏員は、黒短靴又は編上靴を着用しなければならない。ただし、必要と認められるときは、ゴム長靴又は運動靴を着用することができる。

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

服装の区分	着用品目
制 服	冬帽又は夏帽
	冬服上衣又は夏服上衣
	冬服下衣又は夏服下衣
	ワイシャツ(冬服を着用する場合に限る。)
	ネクタイ(冬服を着用する場合に限る。)
	冬服用バンド又は夏服用バンド
	黒短靴又は編上靴
	名札

	階級章
	襟章
活 動 服	略帽又は保安帽
	活動服上衣
	活動服ズボン
	活動服用バンド
	黒短靴又は編上靴
	階級章
救 急 服	略帽又は保安帽
	冬救急服上衣又は夏救急服上衣
	冬救急服ズボン又は夏救急服ズボン
	冬救急服用バンド又は夏救急服用バンド
	黒短靴又は編上靴
	階級章
救 助 服	略帽又は保安帽
	救助服上衣
	救助服ズボン
	救助服用バンド
	黒短靴又は編上靴
	階級章
防 火 服	活動服、救急服又は救助服のいずれかの区分の服装
	防火帽
	防火衣
	防火用靴
音 楽 隊 服	冬帽又は夏帽
	冬服上衣又は夏服上衣
	冬服下衣又は夏服下衣
	ワイシャツ
	ネクタイ
	ベルト
	黒短靴

**大津市消防局訓令第 6 号**

大津市消防署の組織に関する規程（昭和44年消防本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 9 月30日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 2 条の見出しを「（署の組織及び職の設置）」に改め、同条第 1 項中「大津市北消防署 庶務係 安全指導係 予防係」を「大津市北消防署 庶務係 安全指導係 予防係 指揮第 1 係 指揮第 2 係」に改め、同条第 2

項中「及びその他の職員」を削り、同条第 3 項第 6 号を削り、同条第 6 項中「専門員又は」を削る。

第 3 条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とする。

第 6 条第 3 項中 「大津市中消防署大津水上出張所 消防第 1 係 消防第 2 係  
大津市中消防署救急出張所 救急第 1 係 救急第 2 係  
大津市南消防署南郷出張所 消防第 1 係 消防第 2 係  
大津市東消防署青山救急出張所 救急第 1 係 救急第 2 係」  
を「大津市南消防署南郷出張所  
消防第 1 係 消防第 2 係」に改める。

第 7 条の見出しを「(分署等における職の設置)」に改め、同条第 1 項及び第 3 項中「その他の職員」を削り、同条第 5 項中「係長」の次に「(係を置かない出張所にあつては、当該出張所の所長)」を加え、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 次に掲げる出張所の所長その他必要な職員は、当該各号に掲げる出張所の区分に応じ、当該各号に定める消防署の職員をもって充てる。

- 中消防署大津水上出張所 中消防署
- 中消防署救急出張所 中消防署
- 東消防署青山救急出張所 東消防署

第 12 条第 2 項中「消防第 1 係及び消防第 2 係の」を削り、同条第 3 項中「救急第 1 係及び救急第 2 係の」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(大津市消防処務規程の一部改正)

2 大津市消防処務規程(昭和 47 年消防本部訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「北消防署及び」を削り、「並びに」の次に「係を置く」を加え、「中消防署」を「北消防署、中消防署」に改める。

**大津市消防局訓令第 7 号**

大津市消防吏員の被服等の貸与に関する規程(昭和 38 年消防本部訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

平成 28 年 9 月 30 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 2 条を次のように改める。

(貸与品目等)

**第 2 条** 消防吏員に貸与する被服等の品目、貸与数及び標準的な耐用年数(以下「標準耐用年数」という。)は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防局長が必要と認めるときは、別表に掲げる被服等以外の被服等を貸与することができる。

3 被服等は、全て新品を貸与するものとする。ただし、消防局長が必要と認めるときは、再用品を貸与することができる。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「貸与品」を「貸与された被服等(以下「貸与品」という。)」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「補修、洗濯等」を「洗濯その他」に、「被貸与者」を「被服等の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(貸与品の返還)

**第 4 条** 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに所属長を経て貸与品を返還しなければならない。

同一の被服等を貸与されない職種に移籍したとき。

退職したとき。

その他消防局長が特に必要と認めるとき。

2 別表に定める標準耐用年数を満了した貸与品(防火帽及び防火衣を除く。)については、返還の義務を負わない。ただし、消防局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第 6 条を削る。

第 7 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(着用又は使用)」を付し、同条中「の支給を新しく受けたとき」を削り、「または」を「又は」に改め、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

( 亡失等の届出及び再貸与 )

**第 6 条** 身体の大きさが貸与品の寸法に合わなくなった者又は貸与品を亡失し、若しくは使用に堪えない程度に損傷若しくは汚損した者は、所定の届出書を所屬長を経て消防総務課長に提出するものとする。

2 前項の届出があったときは、当該届出をした者に対し、被服等を再貸与することができる。

第 8 条を削る。

第 9 条中「貸与期限を越えていない」を「標準耐用年数を満了しない」に、「貸与期限まで」を「標準耐用年数」に改め、同条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

( その他 )

**第 9 条** この訓令に定めるもののほか、被服等の貸与について必要な事項は、その都度消防局長が定める。

第 11 条を削り、附則の次に次の別表を加える。

**別表** ( 第 2 条、第 4 条関係 )

品目	貸与数	標準耐用年数	摘要
冬帽	1	6	
夏帽	1	6	
略帽	1	4	
保安帽	1	5	
防火帽	1	8	
冬服上衣	1	5	
金属製階級章	1	5	
シリコン製階級章	1	5	
消防長章	1		消防局長に限る。
襟章	1		
冬服下衣	1	5	
夏服上衣 ( 長袖 )	2	3	
夏服上衣 ( 半袖 )	2	3	
夏服下衣	2	3	
活動服上衣	1	3	
活動服ズボン	1	3	
防火衣	1	8	
冬救急服上衣	1	3	救急隊員に限る。
冬救急服ズボン	1	3	救急隊員に限る。
夏救急服上衣 ( 長袖 )	2	3	救急隊員に限る。
夏救急服上衣 ( 半袖 )	2	3	救急隊員に限る。
夏救急服ズボン	2	3	救急隊員に限る。
救助服上衣	1	3	
救助服ズボン	1	3	
防寒衣	1	5	
雨衣	1	4	
ネクタイ	1	3	

手袋	1	1	
冬服用バンド	1	4	
夏服用バンド	1	4	
活動服用バンド	1	4	
冬救急服用バンド	1	4	救急隊員に限る。
夏救急服用バンド	1	4	救急隊員に限る。
救助服用バンド	1	3	
黒短靴	1	2	新規採用者に限る。
革製編上靴	1	2	
合成繊維及び人工皮革製編上靴	1	2	
編上ゴム長靴	1	2	
消防手帳	1		

#### 附 則

( 施行期日 )

- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の大津市消防吏員の被服等の貸与に関する規程(以下「旧規程」という。)に基づき貸与されている被服等は、それぞれ改正後の大津市消防吏員の被服等の貸与に関する規程(以下「新規程」という。)に基づき貸与された被服等とみなす。この場合において、当該被服等の標準耐用年数の残余期間の計算については、旧規程に基づき貸与していた期間を新規程に基づき貸与された期間に通算する。